

(介護予防) 短期入所生活介護 (契約書別紙兼重要事項説明書)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人亀田郷芦沼会
主たる事務所の所在地	〒950-0893 新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
代表者（職名・氏名）	理事長 鈴木 克夫
設立年月日	昭和55年 11月19日
電話番号	025-271-1016

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホーム あしぬま荘
サービスの種類	(介護予防)短期入所生活介護
事業所の所在地	〒950-0893 新潟市東区岡山1183番地1
電話番号	025-288-1616
指定年月日・事業所番号	
利用定員	定員90人(1ユニット15人×6ユニット)
通常の送迎の実施地域	新潟市東区・中央区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 従業者の職種、員数及び職務の内容

(1) 管理者 常勤1人

職員の管理及び業務の把握を一元的に行う責務と、職員に運営基準を遵守させるための指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 常勤1人以上

生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、医療機関等の他の機関との連携を行う。

(3) 機能訓練指導員 常勤1人以上

機能訓練指導員は、入所者の心身の状況に応じ、機能訓練サービスを提供する。

(4) 栄養士 常勤1人以上

栄養士は入所者の栄養や身体の状態、嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行う。

(5) 介護職員 常勤換算27人以上

介護職員は、入所者の心身の状況に応じ、介護サービスを提供する。

(6) 看護職員 常勤換算3人以上

看護職員は、入所者の心身の状況に応じ、看護サービスを提供する。

(7) 医師 1人以上

利用者の健康管理、療養上の指導を行う。

(これ以上の職員でサービスを提供しています)

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員
管理責任者の氏名	管 理 者 本間 博基

7. 利用料

サービスの利用料は厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、サービスが法定代理受領サービスである場合には、法に定める利用者負担割合による額が利用料となります。

原則として下記のとおりです。但し、利用者負担軽減制度等の対象者である場合は、その認定に基づいた負担額となります。尚、利用者負担金の基本利用料、加算、減算を合わせた金額に、「介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）」として14.0%の金額が加算となります。

利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料、加算、減算を合わせた金額の介護保険負担割合証に基づき1割、2割または3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、基本利用料及び加算の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：空床型短期入所生活介護費】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（１日あたりの基本利用料）	
	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の１割）※（注２）参照
要介護１	7, 1 5 9円	715円
要介護２	7, 8 5 1円	785円
要介護３	8, 6 1 3円	861円
要介護４	9, 3 3 6円	933円
要介護５	1 0, 0 3 7円	1,003円

【連続 61 日以上短期入所生活介護を行った場合】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（１日あたりの基本利用料）	
	基本利用料 ※（注１）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の１割）※（注２）参照
要介護１	6, 8 1 3円	683円
要介護２	7, 5 2 5円	752円
要介護３	8, 2 8 8円	828円
要介護４	9, 0 1 0円	901円
要介護５	9, 7 1 2円	971円

（注１）上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注２）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上 連携加算	事業所外部との連携により機能訓練を行っている場合（１月につき）（注３）	2, 0 0 0円	2 0 0円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（１日につき）	1 2 0円	1 2円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（１日につき）	5 6 0円	5 6円
看護体制加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（１日につき） ※各加算の要件を満たせば、複数の区分の加算を同時に算定することが可能であるが、加算Ⅰと	4 0円	4円
看護体制加算Ⅱ		8 0円	8円
看護体制加算Ⅲイ （注４）		1 2 0円 （注４）	1 2円

看護体制加算Ⅳイ (注4)	加算Ⅲ並びに加算Ⅱと加算Ⅳを同時に算定することは不可	230円 (注4)	23円
医療連携強化加算	当該加算の要件を満たす場合(1日につき)	580円	58円
夜勤職員配置加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき) ※各加算の要件を満たせば、それぞれの加算を同時算定(ユニット型以外は加算ⅠとⅢ、ユニット型は加算ⅡとⅣ)することが可能	130円	13円
夜勤職員配置加算Ⅱ		180円	18円
夜勤職員配置加算Ⅲ		150円	15円
夜勤職員配置加算Ⅳ		200円	20円
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合(1日につき)	2,000円	200円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合(1日につき)	1,200円	120円
送迎加算	送迎を行った場合(片道につき)	1,840円	184円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合 (1回につき(1日に3回を限度))	80円	8円
緊急短期入所 受入加算	要件を満たした上で緊急の受入を行った場合 (1日につき)	900円	90円
在宅中重度者受入加算 (看護体制Ⅰ又はⅢ有)	居宅において訪問看護の提供を受けていた利用者が、利用していた訪問看護事業所から派遣された看護職員により健康上の管理等を受けた場合(1日につき)	4,210円	単位
(看護体制Ⅱ又はⅣ有)		4,170円	単位
(看護体制(Ⅰ又はⅢ) 及び(Ⅱ又はⅣ)有)		4,130円	単位
(看護体制加算算定無)		4,250円	単位
認知症専門ケア加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たした上で専門的な認知症ケアを行っている場合 (1日につき) ※加算Ⅰ、加算Ⅱの同時算定は不可	30円	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ		40円	4円
サービス提供体制 強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 (1日につき) (注5) ※加算Ⅰイ～Ⅲのいずれか1つを算定する	180円	18円
サービス提供体制 強化加算Ⅰロ		120円	12円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		60円	6円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		60円	6円
生産性向上推進体制 加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、安全・サービス向上を検討する委員会を設置し、1年以内毎に業務改善の取組による効果を提出します。	101円	10円

(注3) 個別機能訓練加算を算定している場合、基本利用料は1月につき1,000円となります。

(注4) 利用定員が30人以上50人以下の事業所は、加算Ⅲロ及び加算Ⅳロを算定することとなり、基本利用料は加算Ⅲロが60円、加算Ⅳロが130円となります。

(注5) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している利用者にサービスを提供した場合	300円	30円

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：空床型介護予防短期入所生活介護費】

利用者の要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要支援1	5,379円	537円
要支援2	6,671円	667円

【連続61日以上介護予防短期入所生活介護を行った場合】

利用者の要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （＝基本利用料の1割）※（注2）参照
要支援1	5,115円	511円
要支援2	6,335円	633円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
生活機能向上連携加算	事業所外部との連携により機能訓練を行っている場合（1月につき）（注3）	2,000円	200円
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を配置した場合（1日につき）	120円	12円
個別機能訓練加算	要件を満たした上で機能訓練を行っている場合（1日につき）	560円	56円

認知症行動・心理 症状緊急対応加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に 短期入所生活介護が必要と医師が判断した利 用者へサービス提供した場合（１日につき）	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合 （１日につき）	1, 2 0 0 円	1 2 0 円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1, 8 4 0 円	1 8 4 円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合 （１回につき（１日に３回を限度））	8 0 円	8 円
認知症専門ケア加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たした上で専 門的な認知症ケアを行っている場合 （１日につき） ※加算Ⅰ、加算Ⅱの同時算定は不可	3 0 円	3 円
認知症専門ケア加算Ⅱ		4 0 円	4 円
サービス提供体制 強化加算Ⅰイ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 （１日につき） （注５） ※加算Ⅰイ～Ⅲのいずれか１つを算定する	1 8 0 円	1 8 円
サービス提供体制 強化加算Ⅰロ		1 2 0 円	1 2 円
サービス提供体制 強化加算Ⅱ		6 0 円	6 円
サービス提供体制 強化加算Ⅲ		6 0 円	6 円
生産性向上推進体制 加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入 し、安全・サービス向上を検討する委員会を 設置し、１年以内毎に業務改善の取組による 効果を提出します。	1 0 1 円	1 0 円

（注３）個別機能訓練加算を算定している場合、基本利用料は１月につき１, 0 0 0 円となります。

（注４）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額	
		基本利用料	利用者負担金
長期利用者に対する 減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所 生活介護事業所に入所している利用者にサ ービ スを提供した場合	3 0 0 円	3 0 円

（３）その他の費用

食 費	1 日につき 1, 6 0 0 円。 （ただし、朝食 4 0 0 円、昼食 6 0 0 円、夕食 6 0 0 円とし、１食単位で 費用の支払いを受けるものとします。） また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をい ただきます。 おやつ代（希望制 1 日につき） 1 0 0 円		
滞在費	ユニット型個室（１日につき）	2, 2 0 6 円	
電化製品使用料	電化製品 1 台（１日につき）	8 5 円	

理容代	理容・カット顔そり 顔そり	2, 500円 1, 500円
その他	その他日常生活上の便宜に係る費用	実費

(4) 支払い方法

お支払い方法は【契約書】のとおりです。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号	新潟医療生活協同組合 木戸病院 新潟市東区竹尾4丁目13番3号 025-273-2151
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 025-288-1616 窓口 事務室 担当者 渡部 岳宏（生活相談員） 鈴木 菜美（生活相談員）
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	新潟市介護保険課	電話番号 025-226-1273
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022
	福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 025-281-5609

11. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡くだ

さい。

12. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

13. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	なし
------------	----

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	新潟市東区はなみずき2丁目3番7号
	事業者（法人）名	社会福祉法人亀田郷芦沼会
	代表者職・氏名	理事長 鈴木 克夫
	説明者職・氏名	生活相談員

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏 名

署名代行者（又は法定代理人）

住 所
本人との続柄
氏 名

立 会 人 住 所
氏 名